

領事業務情報システム調達計画書

(区分:最適化対象業務・システム)

特定情報システムの該当(有)

平成 22 年 4 月

(平成 25 年 5 月改定)

外務省領事局

1 業務の概要

外務省では、「領事業務の業務・システム最適化計画」(平成 18 年 3 月 30 日外務省情報化推進委員会決定、平成 22 年 4 月 12 日改定)及び「領事業務情報システム調達計画書」(平成 22 年 4 月)に基づき、旅券システムの刷新、それに並行して将来的な領事関連システムの情報基盤となる統合プラットフォームの整備を進めてきたところであり、平成 25 年度の一部展開作業を除き平成 24 年度中に終了する予定である。

今後は、当該システムの運用を実施するとともに、領事関連システム統合の第 2 段階として、統合プラットフォームを利用した査証システムの設計・開発を実施する予定であることから、平成 25 年度以降の調達計画を示すものである。

(1) 対象分野

領事局の業務分野は、在留届の管理及び在留邦人数調査、司法共助、管海事務、在外選挙、戸籍・国籍、証明事務、邦人援護、受刑者移送、海外における医療対策を含む安全情報の提供、緊急事態及びテロ対応、旅券、査証等広範囲におよんでおり、具体的には以下に示すとおり。

海外で発生した事件・事故、自然災害等に巻き込まれた日本人の援護や安全確保、日本人に係る海外での誘拐やテロ等への対応

渡航情報の提供や啓発活動等、事前予防の観点に立った安全対策の推進

海外における日本人の身分関係事項に関する事務及び証明事務の遂行

旅券の発給及び偽変造防止対策の推進

外国人に対する査証発給や、在日外国人に係る諸問題についての調整

在外選挙の実施に関する事務の遂行

日本人学校・補習授業校への援助等の海外子女教育に関する援助や、医療事情の悪い地域への巡回医師団派遣及び医療情報の提供

移住者の定着安定のための支援

その他海外における日本人の利益の保護・増進 等

(2) 領事業務情報システムの対象分野

現在、領事局には、上述した業務の遂行を支援する情報システムとして、旅券分野の業務を支援する「旅券発給管理システム」、査証業務を支援する「査証関連システム」、在留届の管理及び在外公館における領事定型業務(司法共助、管海事務、戸籍・国籍等)を支援する「領事関連データ管理システム」が稼働・運用されている。これら情報システムが支援する業務範囲が「領事業務情報システム」の対象分野となる。

(3) 業務内容

ア 旅券業務(旅券発給管理システムが支援する業務)

旅券業務は、旅券法(昭和 26 年 11 月 28 日法律第 267 号、現行の改正:平成 17 年 6 月 10 日法律第 55 号)等関係法令に基づいて実施する業務である。

この旅券業務は、旅券発給に関する業務とその他の業務から成る。

このうち、旅券発給に関する業務は、申請者による申請書の作成等の必要書類の準備、申請者からの申請の受付(申請内容の確認を含む)、当該申請者に対する旅券発給の可否の審査、及び発給可となった申請者に対する旅券の作成・交付から成る。

また、その他の業務は、旅券冊子の管理や業務統計の作成等の業務処理から成る。

イ 査証業務(査証関連システムが支援する業務)

本邦に入国しようとする外国人は、出入国管理及び難民認定法第 6 条において、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならない旨規定しており、在外公館が発給する査証は、旅券とともに上陸申請手続上の要件の一つとなっている(査証免除取極対象国等を除く)。

在外公館は、申請受理後、査証発給の可否について審査を行った上で決定するが、必要に応じて、外務本省、さらには法務省などの関係省庁においても協議を行う場合もある。

ウ 在留届業務、戸籍・国籍業務等(領事関連データ管理システムが支援する業務)

領事関連データ管理システムが支援する在留届、戸籍・国籍等業務は、以下のとおりである。

在留届業務

旅券法第 16 条に基づき、海外に 3 ヶ月以上滞在する在留邦人はその国または地域を管轄する在外公館に対し、在留届の提出を義務づけている。また、旅券法施行規則第 12 条 2 項に基づき、住所変更・帰国の際も同様に変更届の提出を義務づけている。これを受領後在外公館においてデータ入力、本省への転送等を行う。

戸籍・国籍、司法共助、管海事務

戸籍・国籍業務: 在外公館に申請・届出される婚姻、出生、死亡届等に係わる受渡し業務。

司法共助業務: 裁判書類の受送達を行う業務。

管海事務: 日本船舶及び船員に関して在外公館が行う報告等。

在外選挙業務

在外選挙業務のうち、在外選挙人登録に係る業務。

邦人援護統計業務

海外での事件・事故、犯罪加害・被害等の件数を取りまとめ報告する業務。

(4) 業務の制約事項、環境条件

領事業務は、在外公館における時差や休日の違い、あるいは海外における緊急事態への対応のため、全体としては 24 時間 365 日遂行しており、これを支援する業務システムについても、24 時間 365 日の稼働が求められる。

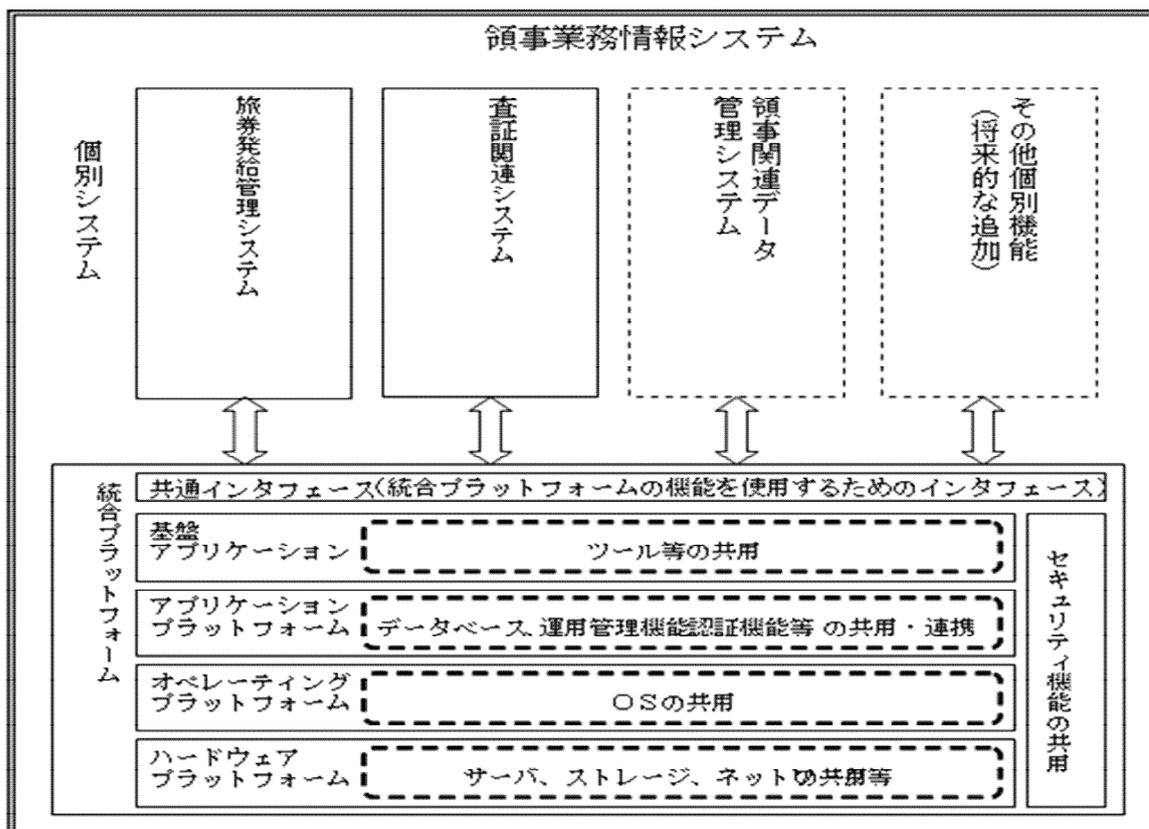
また、領事業務のうち、旅券に関連する業務は、都道府県旅券事務所、都道府県旅券事務所の分室及び市町村窓口においても遂行している。

2 調達計画

(1) 情報システムの方式

領事業務情報システムは、次の図表1及び2に示すとおり各個別機能を実現する旅券発給管理システム、査証関連システム、領事関連データ管理システム等(以下、「個別システム」という。)、これらが動作する共通的な基盤となる、統合プラットフォーム(システムが稼働する環境(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等)を含む。)から成り立つ。

図表1 領事業務情報システムのシステム方式



図表2 領事業務情報システムの概要

システム名称	分類	果たすべき機能
統合プラットフォーム 【調達済】	共通基盤	領事業務情報システムの個別システムが共通的に使用する以下のサービス及び、これらを利用するための共通インタフェース(リアルタイム用、オフライン用)等を提供する。 基盤アプリケーション(BI/DWH/ETL、SOA 関連機能) アプリケーションプラットフォーム(汎用ミドルウェア(DBMS 等)、EAI、Web Service、認証/統合アカウント管理、統合ディレクトリ等) オペレーティングプラットフォーム(OS 等) ハードウェアプラットフォーム(ハードウェア(サーバ/ストレージ)等) 設備 セキュリティ(回線秘匿、監査証跡等) 運用管理(バックアップ機能等も含む) 保守環境 ネットワークサービス ドメイン共通
旅券発給管理システム 【調達済】	個別機能	旅券発給申請書等の作成、旅券の発給(申請受付、審査、旅券作成、交付)、旅券冊子の管理、各種統計資料の作成等に関する業務支援機能を提供する。
査証関連システム	個別機能	査証の発給(申請受付、審査、査証の作成、交付)に関する業務支援機能を提供する。
領事関連データ管理システム	個別機能	在外公館において、在留届、司法共助、管海、在外選挙、戸籍・国籍、邦人援護統計等に関する業務支援機能を提供する。 また、これらのデータとオンラインにより外務省に届出された在留届データとの連携、旅券発給管理システムとの連携、各種データの管理等を行う。

(2) 設計・開発の工程における分離調達の内容

領事業務情報システムの設計・開発の工程においては、統合プラットフォームと、それぞれの個別システムに分離して調達を行う。

なお、統合プラットフォーム及び旅券発給管理システムは、既に設計・開発を終了し、平成 25 年 3 月から運用を開始している。

(3) ハードウェアとソフトウェアとの分離調達の内容

領事業務情報システムのハードウェア(OS 等のハードウェアと不可分な既成ソフトウェアやプログラムプロダクトを含む。)については、設計・開発を行うソフトウェア(アプリケーションプログラムの開発)と分離して調達を行う。

また、ハードウェアは、サーバ機器等に係る分、端末機器等に係る分、ネットワーク回線・機器等に係る分に分け調達を行う。

なお、統合プラットフォーム及び旅券発給管理システムに係るサーバ機器、端末機器等とネットワーク

回線・機器等は、既に調達済である。

(4) 運用の工程及び保守の工程の分離調達の内容

領事業務情報システムにおける運用の工程及び保守の工程は、運用(システム管理運用)と保守(アプリケーション保守)に分離して調達を行う。

(5) 設計・開発等の工程の管理に関する内容

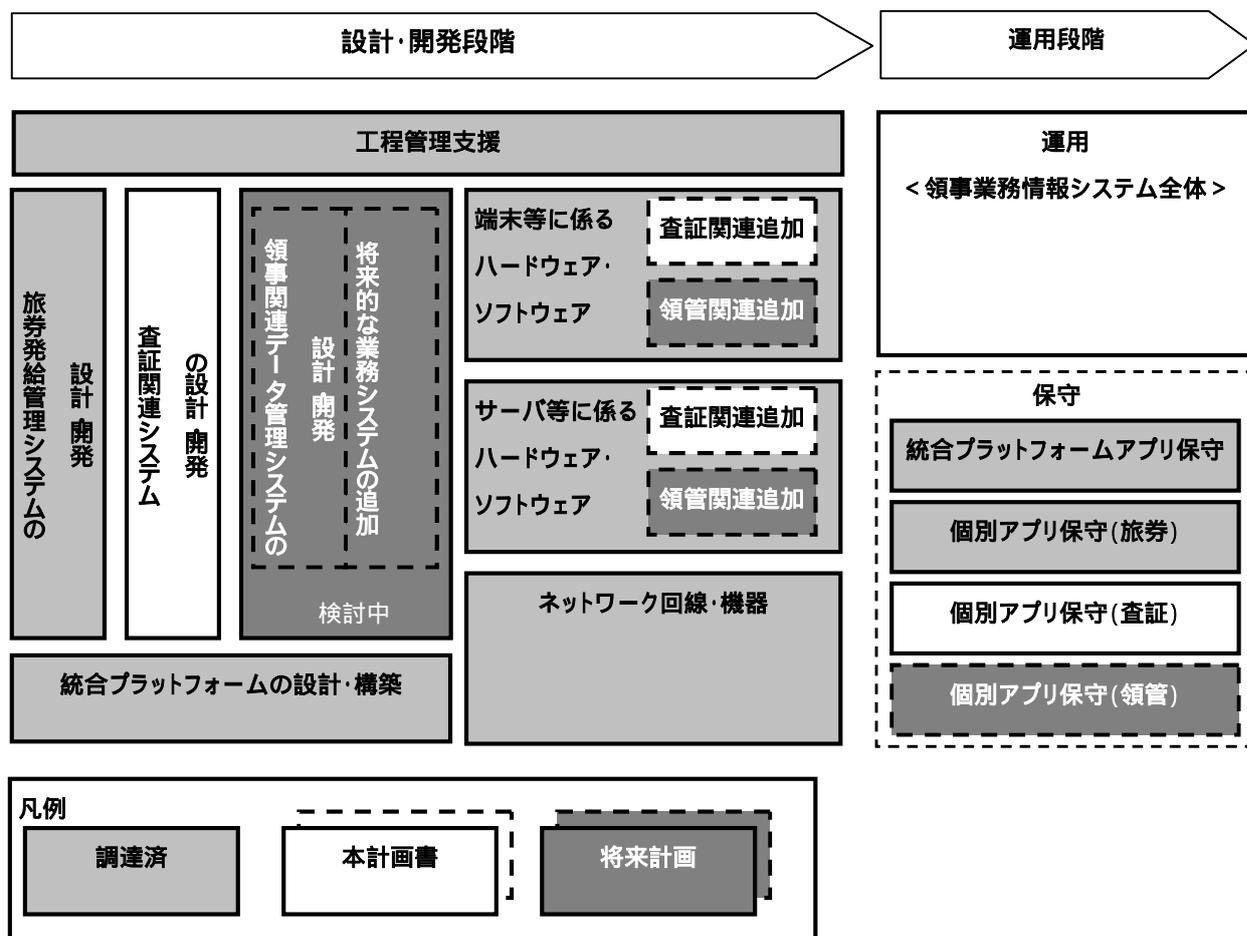
領事業務情報システム全体の工程管理を行う支援事業者は、設計・開発の工程及び運用・保守の工程における調達とは別に調達することとしており、統合プラットフォーム、個別システムを受託する各事業者は工程管理における指導等を当該事業者から受けることとなる。

(6) 分離調達の全体像、作業体制等

ア 分離調達の全体像

分離調達の全体像は、次の図表3に示すとおりである。

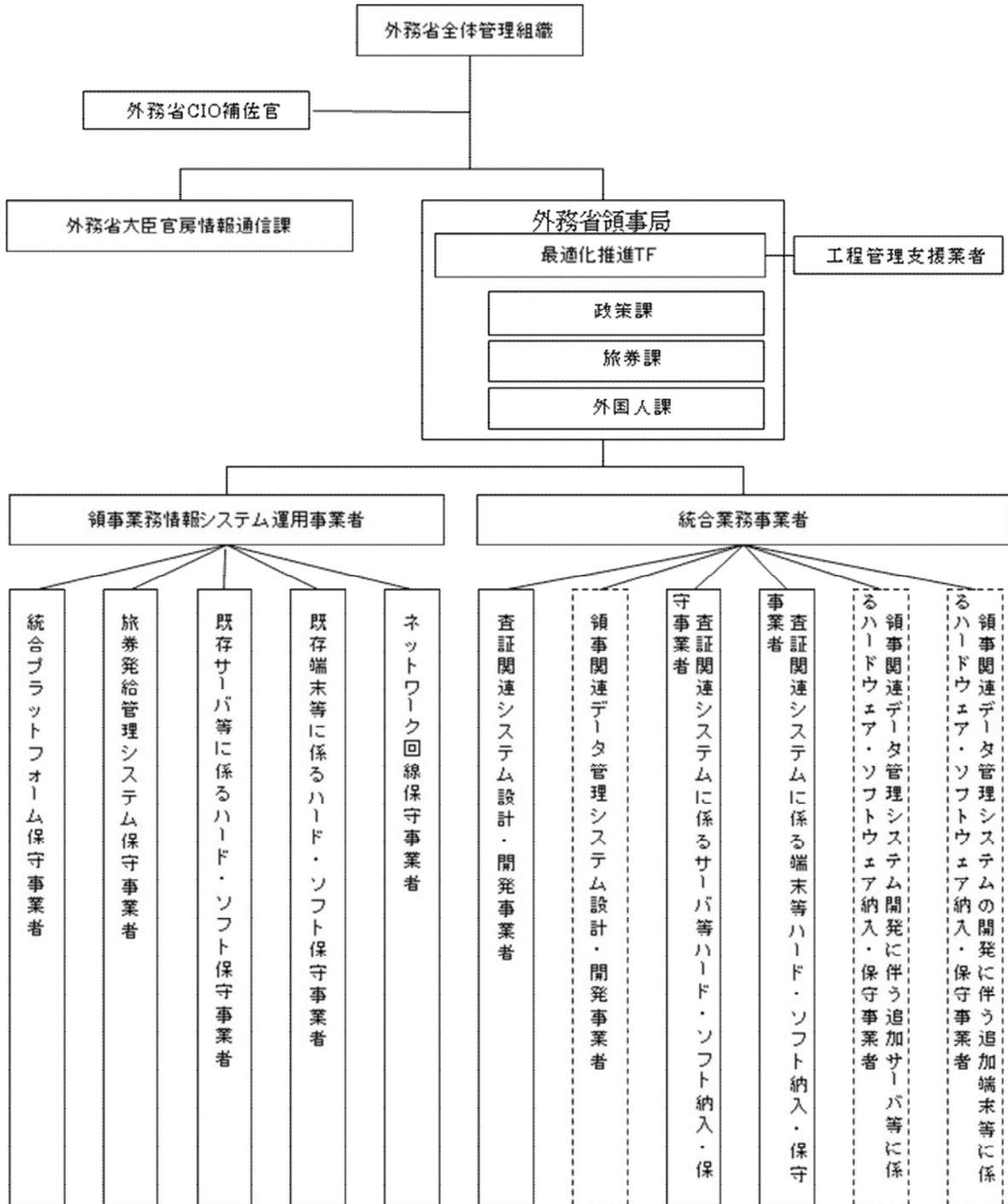
図表3 分離調達の全体像



イ 作業体制等

領事業務情報システムの作業体制及び各事業者の主な役割を図表4及び5に示す。

図表4 領事業務情報システムの作業体制



図表5 領事業務情報システムに係わる事業者の主な役割

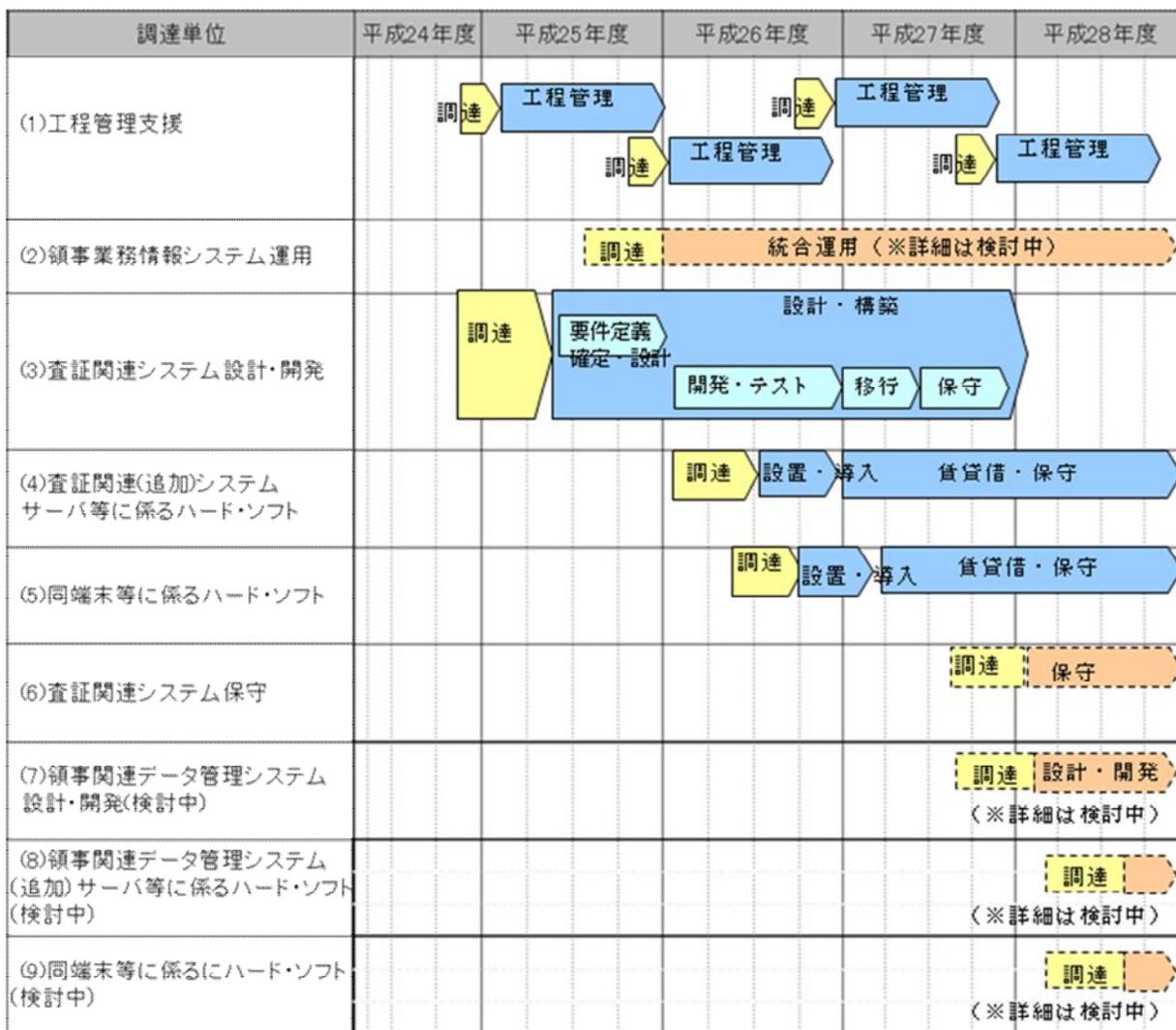
項番	事業者	主な役割
1	工程管理支援事業者	領事業務情報システムの設計・開発段階におけるプロジェクト管理(作業スケジュールの進捗、課題、成果物の品質等の管理)、調達関連業務(調達計画書、調達仕様書の作成支援等)等の作業や成果物に係る検証等の支援を行う。
2	領事業務情報システム運用事業者	現行運用事業者より引き継ぎ、領事業務情報システムの運用を、安定稼働の観点から実施する。
3	統合業務事業者	統合プラットフォームの設計・構築事業者が、統合業務(分離調達により調達する各事業者に対する管理支援、各種調整作業等)を実施する。
4	統合プラットフォーム保守事業者(調達済)	統合プラットフォームのアプリケーションプログラム等の保守を、責任を持って実施する。
5	旅券発給管理システム保守事業者(調達済)	旅券発給管理システムのアプリケーションプログラム等の保守を、責任を持って実施する。
6	既存サーバ等に係るハードウェア・ソフトウェア保守事業者(調達済)	領事業務情報システムの統合プラットフォーム、旅券発給管理システムに関するサーバ機器等の保守を実施し、それらの稼働に関し責任を持って実施する。
7	既存端末等に係るハードウェア・ソフトウェア保守事業者(調達済)	領事業務情報システムの統合プラットフォーム、旅券発給管理システムに関する端末機器等の保守を実施し、それらの稼働に関し責任を持って実施する。
8	既存ネットワークに係る回線保守事業者(調達済)	領事業務情報システムのネットワークに係る回線・機種等の保守を実施し、それらの稼働に関し責任を持って実施する。
9	査証関連システム設計・開発事業者	査証関連システムの設計・開発を、責任を持って実施する。
10	査証関連システム開発に伴う追加サーバ等に係るハードウェア・ソフトウェア納入・保守事業者	領事業務情報システムの査証関連システムに関するサーバ機器等の賃貸借及び納入・保守を実施し、それらの稼働に関し責任を持って実施する。
11	査証関連システムの開発に伴う追加端末等に係るハードウェア・ソフトウェア納入・保守事業者	領事業務情報システムの査証関連システムに関する端末機器等の賃貸借及び納入・保守を実施し、それらの稼働に関し責任を持って実施する。
12	領事関連データ管理システム設計・構築事業者	領事関連データ管理システムの設計・開発を、責任を持って実施する。
13	領事関連データ管理システム開発に伴う追加サーバ等に係るハードウェア・ソフトウェア納入・保守事業者	領事業務情報システムの領事関連データ管理システムに関するサーバ機器等の賃貸借及び納入・保守を実施し、それらの稼働に関し責任を持って実施する。

項番	事業者	主な役割
14	領事関連データ管理システムの開発に伴う追加端末等に係るハードウェア・ソフトウェア納入・保守事業者	領事業務情報システムの領事関連データ管理システムに関する端末機器等の賃貸借及び納入・保守を実施し、それらの稼働に関し責任を持って実施する。

(7) 全工程のスケジュール

領事業務情報システムの調達スケジュールは、次の図表6に示すとおりである。

図表6 調達スケジュール



上記スケジュールには、既に実施済である旅券発給管理システムに係る調達（設計・開発、サーバ等賃貸借・保守、端末等賃貸借・保守、アプリケーション保守）、統合プラットフォームに係る調達（設計・開発、サーバ等賃貸借・保守、端末等賃貸借・保守、アプリケーション保守）、ネットワークに係る回線・機器等賃貸借・保守に係る調達は記載していない。

(8) 個別調達スケジュール

平成 25 年度以降の個別のスケジュールを以下に示す。

ア 工程管理支援

企画競争に関する公示	官報公示	平成 25 年 2 月
	提案書提出期限	平成 25 年 3 月
	落札者決定	平成 25 年 4 月

イ 設計・開発

(ア) 旅券発給管理システム設計・開発 (実施済み)

(イ) 統合プラットフォーム設計・構築 (実施済み)

(ウ) 統合業務 (統合プラットフォーム設計・構築事業者と随意契約予定)

(エ) 査証関連システム設計・開発

意見招請	官報公示	平成 25 年 5 月
	意見招請提出期限	平成 25 年 6 月
入札あるいは	官報公示	平成 25 年 6 月
企画競争公示	提案書提出期限	平成 25 年 7 月
	落札者決定	平成 25 年 8 月

(オ) 領事関連データ管理システム設計・開発 (検討中)

ウ サーバ等に係るハードウェア・ソフトウェア

(ア) 既存サーバ等に係るハードウェア・ソフトウェア

・旅券発給管理システムに係るサーバ機器等賃貸借・保守 (実施済)

・統合プラットフォームに係るサーバ機器等賃貸借・保守 (実施済)

(イ) 査証関連システム サーバ等に係るハードウェア・ソフトウェア

意見招請	官報公示	平成 26 年 5 月
	意見招請提出期限	平成 26 年 6 月
入札公告	官報公示	平成 26 年 6 月
	提案書提出期限	平成 26 年 8 月
	落札者決定	平成 26 年 9 月

(ウ) 領事関連データ管理システム サーバ等に係るハードウェア・ソフトウェア (検討中)

エ 端末等に係るハードウェア・ソフトウェア

(ア) 既存端末等に係るハードウェア・ソフトウェア

・旅券発給管理システムに係る端末等賃貸借・保守 (実施済)

・統合プラットフォームに係るサーバ等賃貸借・保守 (実施済)

(イ) 査証関連システム 端末等に係るハードウェア・ソフトウェア

意見招請	官報公示	平成 26 年 5 月
------	------	-------------

	意見招請提出期限	平成 26 年 6 月
入札公告	官報公示	平成 26 年 6 月
	提案書提出期限	平成 26 年 8 月
	落札者決定	平成 26 年 9 月

(ウ) 領事関連データ管理システム 端末等に係るハードウェア・ソフトウェア(検討中)

オ ネットワークに係る回線・機器等(実施済)

カ アプリケーション保守

(ア) 統合プラットフォーム保守(開発事業者と随意契約予定)

(イ) 旅券発給管理システム保守(開発事業者と随意契約予定)

(ウ) 査証関連システム保守(開発事業者と随意契約予定)

キ 領事業務情報システム統合運用

意見招請	官報公示	平成 25 年 10 月
	意見招請提出期限	平成 25 年 11 月
入札公告	官報公示	平成 25 年 12 月
	提案書提出期限	平成 26 年 1 月
	落札者決定	平成 26 年 1 月

3 その他

(1) 評価方式及び契約形態

平成 25 年度から 28 年度末までに実施する調達の評価方式及び契約形態は、以下のとおりである。

調達名称	評価方式	契約形態
工程管理支援	企画競争	請負契約、単年度契約予定
統合業務	随意契約予定	請負契約、単年度契約予定
査証関連システム設計・開発	一般競争入札 (総合評価落札方式) あるいは企画競争	請負契約、国庫債務負担行為 による複数年度契約予定
領事関連データ管理システム設計・開発	検討中	
査証関連システムのサーバ等に係るハードウェア・ソフトウェア	一般競争入札 (最低価格落札方式)	賃貸借契約、請負契約、国庫 債務負担行為による複数年 度契約を予定
査証関連システムの端末等に係るハードウェア・ソフトウェア	一般競争入札 (最低価格落札方式)	賃貸借契約、請負契約、国庫 債務負担行為による複数年 度契約を予定
領事関連データ管理システムのサーバ等に係るハードウェア・ソフトウェア	検討中	
領事関連データ管理システムの端末等に係るハードウェア・ソフトウェア	検討中	
統合プラットフォームに係るアプリケーション保守	随意契約予定	請負契約、単年度契約予定

調達名称	評価方式	契約形態
旅券発給管理システムに係るアプリケーション保守	随意契約予定	請負契約、単年度契約予定
査証関連システムに係るアプリケーション保守	随意契約予定	請負契約、単年度契約予定
領事業務情報システム統合運用	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約、国庫債務負担行為 による複数年度契約予定

(2) 知的財産権の取扱

第三者が既に所有するものを除き、外務省は本契約の成果に伴い生じたすべての権利を使用することができる。成果物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定されるすべての権利をいう。)は、当省より受託者に対価が支払われたとき受託者から当省に移転するものとする。受託者は、著作者人格権を行使しない。ただし、受託者または第三者が既に有していた著作権及び受託者が本契約のために提供した知的財産の権利は、受託者または第三者に留保される。

なお、知的財産権の取り扱いについての詳細は、個別の契約書の内容を遵守すること。

(3) 入札制限

ア 工程管理支援事業者の設計・開発等の工程への入札制限

工程管理支援事業者は、設計・開発等の工程において、領事局の立場で工程管理を担うことから、設計・開発等の工程管理支援事業者及びその関連事業者(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。以下同じ。)については、領事業務情報システムの設計・開発、関連ハードウェア・ソフトウェア、システムの運用保守の調達案件に入札させないこととする。

イ 設計開発事業者等の工程管理業務への入札制限

領事業務情報システムの設計・開発、運用・保守を請け負う事業者は、上記アの理由から工程管理業務調達案件に入札させないこととする。

ウ 仕様書の作成に直接関与した事業者の入札制限

個別の仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者、本システムの要件定義等の支援に携わった事業者及びその関連事業者は、仕様書の作成に直接関与した調達案件に入札させないこととする。

但し、調達担当課室が仕様の準備又は仕上げの過程を管理し、公正かつ無差別に進めているという状況の中で潜在的供給業者が調達担当課室に情報若しくはデータ提供する場合は、例外とする。

エ CIO 補佐官及びその支援スタッフ等の入札制限

CIO 補佐官及びその支援スタッフ等(常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成12年11月27日法律第125号)に規定する任期付職員

及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成11年12月22日法律第224号)に基づき交流採用された職員を除く。)による調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務(以下、「妥当性確認等」という)について、透明性及び公平性を確保するため、CIO 補佐官等が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者については、CIO 補佐官等が妥当性確認等を行う調達案件(当該 CIO 補佐官等が過去に行ったものを含む)に入札することを認めないものとする。また、CIO 補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門(辞職後の期間が2年に満たない場合に限る)についても、当該 CIO 補佐官等が妥当性確認等を行った調達案件に、入札させないこととする。

(4) 制約条件等

旅券発給管理システム及び統合プラットフォームは平成24年度末までに運用開始の準備が整う。査証関連システムの設計・開発については、統合プラットフォームの利用(必要により拡張する)を前提とする。

4 妥当性証明

- (1) 外務省領事局政策課長 田島 浩志
- (2) 外務省領事局旅券課長 清水 洋樹
- (3) 外務省領事局外国人課長 早川 修
- (4) CIO 補佐官

CIO 補佐官所見

領事業務情報システムは、外務省が国民に向けて提供する重要なサービスであり、従来の高い信頼性とセキュリティを踏襲しつつ、コスト効率を大きく向上させ、諸環境の変化に対して迅速な対応を可能とすることが、強く要請されている。技術的には、SOA、DOAをベースとし、クラウド技術や様々なミドルウェア等を活用することで、作り込みを最小限とし、上記の要請に応えようとしている。また、経済産業省の「情報システム調達のための技術参照モデル(TRM)」の考え方も取り込んでシステム構築の安全性・効率性に加え、利用者満足の向上にも取り組んでいる。今後、意見招請等を経て、より良い調達仕様・システムとなるよう、関係各位の知見に大きな期待を抱くとともに、本システムへの積極的なご協力を心よりお願いしたい。

(平成25年3月改定時追記)

本改訂においては、これまでの計画の若干の見直しと査証関連システムについての追記を行っている。査証関連システムは旅券と並ぶ重要な業務であるが、その内容、特性は旅券と異なる部分が小さくない。査証関連システムについても、関係各位の知見に大きく期待するとともに、より一層の協力をお願いしたい。

外務省 CIO 補佐官 西村毅

5 窓口連絡先

- (1) 外務省領事局政策課 領事 IT 班
- (2) 外務省領事局旅券課 機械班
- (3) 外務省領事局外国人課 システム企画班

東京都千代田区霞が関2 - 2 - 1 電話:03 - 3580 - 3311 内線:5372、4408、2396